

お客さま各位

株式会社トマト銀行

当座勘定規定の改正のお知らせ

平素はトマト銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立することを決定し、設立に先立ち同年7月19日より電子交換所での小切手・手形の業務を開始（事前運用）いたしました。（全国各地に設置されている現在の手形交換所は全て廃止となり、原則すべての小切手・手形が電子交換所での取扱いとなります。）

これに伴い当社では、2022年8月1日（月）および11月4日（金）に下記のとおり「当座勘定規定」を改正いたします。改正内容は、署名・用紙の照合を電子的記録で可能とする内容のほか、現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するものです。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまに対しても改正後の規定が適用されますので、予めご了承ください。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 改正日

2022年8月1日（月）および2022年11月4日（金）

2. 改正対象

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・手形用法および小切手用法

3. 2022年8月1日（月）の改正内容

（1）規定の主な変更点（各規程共通）

- ①振出人への支払済手形の受け戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ③現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの

（2）手形用法・小切手用法の主な変更点（各規程共通）

- ①チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規程を追加
- ②使用可能文字を一覧化し追加
- ③金額欄、銀行名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被り（かぶり）を禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄）の追加

4. 2022年11月4日（金）の改正内容

- ①電子交換所へ全面移行され、全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱いが廃止になることから個人信用情報センターへの登録規定を削除

電子交換所設立にともなう当座勘定規定（一般用）新旧対照表

・当座勘定規定（専用約束手形口用）についても、同様の改正を行います。

（下線部分が改正箇所）

改正後	現 行
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）（同 左）</p> <p>（新 設）</p> <p>（2）（同 左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p><u>（新 設）</u></p> <p>（4）（同 左）</p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記</u></p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の</p>

改正後	現 行
<p><u>録により当社に画像として送信されるものを含みます</u>)を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>(削 除)</p> <p><u>(全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改正 (廃止日は電子交換所の交換決済開始日である 2022 年 11 月 4 日(金))</u></p>	<p>第 27 条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第 27 条（当社が契約している指定紛争解決機関）</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 28 条（当社が契約している指定紛争解決機関）</p> <p>(省 略)</p>
<p>第 28 条（規定の変更）</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 29 条（規定の変更）</p> <p>(省 略)</p>
<p>(2022 年 8 月 1 日現在)</p>	<p>(2022 年 4 月 1 日現在)</p>

電子交換所設立にともなう約束手形用法新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「☆」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同 左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、☆などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新 設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>																
漢数字	壹	弍	弍	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

(2022年8月1日現在)

電子交換所設立にともなう為替手形用法新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) (同 左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新 設)</u></p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

(2022年8月1日現在)

電子交換所設立にともなう小切手用法新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後	現 行
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同 左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新 設)</u></p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>																
漢数字	壹	弍	弍	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

(2022年8月1日現在)